今年は3年に一度の評価替えの年です

問い合わせ 資産税課(本庁舎2階 **33**-4398 **39**-0725)

納税通知書を送付しますので、 します。課税の内容については、課税台帳を閲覧していただくか、5月上旬までに 固定資産税は、毎年1月1日に、土地、 同封の課税明細書をご確認ください。 家屋、 、償却資産を所有している方に課税

土地の評価

似した区域ごとに区分して評 地域は、土地の利用状況が類 価を行います。 区域は路線価方式、その他の の7割を目途として、市街化 産鑑定士による鑑定評価価格 点の地価公示価格および不動 年1月1日(調査基準日) 30年度の土地の評価は、 時 29

見直しを行います。 ます。評価替えは、この地価 の状況を評価額に反映させた の地点で上昇に転じてきてい 調査基準日の地価は、多く

> させて評価額を算出します。 同額になります。 場合、評価額は据え置くこと するため、その損耗分を減価 合は、前基準年度の評価額を 回る建築物価の上昇がある場 になっているため、前年度と 上回ることがあります。この ただし、損耗分の減価を上 家屋は年々古くなって損耗

きから、 とに一定の年数が経過したと また、家屋の構造・種類ご 評価が据え置きとな

都市計画税0.パーセントの税 率を乗じ算出します。 に、固定資産税1.パーセント、 税額は算定した課税標準額

書等、権利関係が分かるもの

る方でも、不動産賃貸借契約

また、賃借料等を払ってい

価格等に不服があるときは

して計算する「再建築価格方

により行います。

た場合にかかる費用を基準と 時点でもう一度新築するとし 準に基づいて、家屋を評価の

国が定めた固定資産評価基

家屋の評価

価格」については 「固定

> ら3カ月以内に、審査の申し 書の交付を受けた日の翌日か 出等を行うことができます。 市長」に対して、納税通知

資産評価審査委員会」に対し

て、「価格以外」については

30年度 課税台帳の閲覧

認できます。 税台帳に記載された事項(評 資産)について、固定資産課 固定資産(土地・家屋・償却 **価額や課税標準額等)を固定** 貸産課税台帳の閲覧により確 納税義務者の方は、自分の

数料は無料です。 について閲覧できます。(土・ があれば、関係する固定資産 日・祝日は除く) なお、5月31日休までは手 資産税課

●納税義務者本人/運転免許 持ち物 写真付きで本人確認できる 証、個人番号カードなど顔

代理人/納税義務者直筆の 認できるもの 委任状と、代理人の本人確

●相続人/戸籍謄本など相続 借地人・借家人/不動産賃 代表者印または代表者印が納税義務者(法人)/法人の 請者の本人確認できるもの 押された書面(委任状)、申 確認できるもの 関係を証する書類と、 分かるものと本人確認でき 貸借契約書等、 権利関係が

課税明細書の

課税明細書は、固定資産税・都市計画税が課税されて いる土地・家屋の所在・地番や価格などの状況をお知らせ している大切な書類です。必ず内容をご確認ください。 資産ごとに税相当額の記載があるので確定申告等の 資料に利用できます。再発行はしませんので、大切に 保管してください。

覧 縦 制

縦覧では、納税者の方が市内全ての土 地や家屋の評価額を見ることができます。 自分の土地や家屋の評価額との比較が できるようにするためのもので、手数料 は無料です。

- ●期間 4月2日(月)~5月31日(木) ※土・日・祝日は除く
- ◆持ち物
- 納税者本人/運転免許証、個人番号カー ドなど顔写真付きで本人確認できるもの
- 代理人/納税者直筆の委任状と代理人 の本人確認できるもの
- 相続人/戸籍謄本など相続関係を証す る書類と本人確認できるもの
- 納税者(法人)/法人の代表者印また は代表者印が押された書面(委任状)、 申請者の本人確認できるもの

制度改正すると…

変わること

- •保険証等に次回の更新から、「長野県」の表 記がされます。
- 県内の他の市町村に転居すると一定の条件で 高額療養費の回数が引き継がれます。
- 県単位で、国保の保健事業等の取り組みがで きるようになります。

今までどおり変わらないこと

- •加入脱退の手続きは、保険課や市民課、 支 所・出張所の窓口で行います。
- 保険証は、松本市が発行します。
- 国保税は、松本市に納めます。
- 高額療養費支給申請など保険給付の申請は変 わりありません。
- 人間ドック補助申請など保健事業は変わりあ りません。

のような構造的な課題を抱え 基盤となる仕組みですが、次 受けられる国民皆保険制度の もが安心して医療サービスを 国民健康保険制度は、だれ

> ています。 が高い 年齢構成が高く医療費水準

30年4月以降、都道府県も市町村と共に保険者となり、長野県が国民健康保険の財

国民健康保険の運営は、これまで市町村が保険者として担ってきましたが、

問い合わせ

保険課

(東庁舎2階

34-3203 **3**9-2523)

政運営の責任主体となります。

所得水準が低く保険料の負 担が重い

今回の制度改正が行われまし 米にわたり守り続けるために、 ・財政運営が不安定な小規模 そのため、国民皆保険を将 保険者が多く、財政赤字の 保険者が多く存在する



医療保険の 切り替え手続き

今まで国民健康保険に入っ

願いします。 場合、 場の医療保険に加入したとき いため、ご自身で手続きをお 脱退により自動的に行われな 場の医療保険の扶養になった ていて、新たに就職などで職 は、職場の医療保険の加入、 や、ご家族が加入している職 国民健康保険の加入・脱退 国民健康保険をやめる

手続きに必要なもの 国保に入るとき

手続きに必要なもの

個人番号(マイナンバー) 本人確認ができるもの 失証明書等 職場から発行された資格喪 (免

の分かるもの

•個人番号(マイナンバー ・本人確認できるもの 今まで使っていた国民健康 新たに加入した職場の医療 保険証 の分かるもの 保険の保険証

松本市の国民健康保険に加入中の方が、大学・高校などに就 学のため、他の市町村に転出する場合、引き続き松本市の国民 健康保険に加入することができます。手続きをしないと、転出 先で国民健康保険に加入することになり、本人に新たに保険料 が発生します。

京学のための国保継続

手続きに必要なもの

- 学生証または在学証明書など、在学または入 学することが分かるもの
- 今まで使っていた国保の保険証
- 本人確認できるもの(免許証等)
- 個人番号(マイナンバー)の分かるもの
- ※現在、就学のため、国民健康保険を継続している方で、 業等で学生でなくなった場合は、国保資格の変更、 手続きが必要です。学生でなくなった日が分かるもの(卒 業証書等)を持参の上、手続きをしてください。

国保をやめるとき